

各業務に関する医療機器等及び什器・備品の購入・保守管理の業務・費用負担区分表

区分	詳細区分	例示	調達						保守管理																											
			業務区分			費用負担区分			業務区分			費用負担区分(人件費・部品の消耗品費・修理費等)						見積区分(人件費・部品の消耗品費・修理費等)																		
			初期調達	運営期間		初期調達	運営期間		一次対応・点検	保守	修理	一次対応・点検	保守	修理	初期調達	運営期間		初期調達	運営期間																	
			初期調達	運営期間		初期調達	運営期間		初期調達	運営期間	初期調達	運営期間	初期調達	運営期間	初期調達	運営期間	初期調達	運営期間	初期調達	運営期間																
医療機器等	ME管理室管理医療機器	中央管理医療機器	人工呼吸器、生体情報モニター、PCAポンプ、体外式ペースメーカー等	医療機器等調達関連業務	県が別途調達	○	×	医療機器の管理・保守点検業務	県が別途実施	○	×	○	×	○	×	医療機器の管理・保守点検業務	当該なし	当該なし	当該なし																	
		中央管理医療機器以外	人工心肺装置、人工透析装置等																																	
	ME管理室管理医療機器以外	保守委託対象医療機器	CT、MRI、血管連続撮影装置等	医療機器等の調達関連業務	県が別途調達	○	×	医療機器の管理・保守点検業務	県が別途実施	×	○	×	○	×	○	×	医療機器の管理・保守点検業務	当該なし	当該なし	医療機器の管理・保守点検業務	当該なし															
		保守委託対象医療機器以外	ベッド、超音波診断装置、手術器械(鋼製小物)セット、滅菌物院内搬送台車等																																	
	給食用機器	配膳車、冷凍庫、冷蔵庫等	施設整備業務/医療機器等調達関連業務				食事の提供業務/施設維持管理業務	県が別途実施	○			×				食事の提供業務/施設維持管理業務	当該なし	当該なし	当該なし																	
一般備品	事業者が整備する物品	県職員が使用する物品	応接セット、医師更衣室のロッカー、医師公舎の共用物品等	施設整備業務/一般備品調達関連業務	県が別途調達	○	×	施設維持管理業務/各運営業務	県が別途実施	○						施設維持管理業務/各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																	
		県職員と事業者職員が使用する物品	机、椅子、棚、OA機器等																																	
		診療技術支援業務のうち、医療機器の管理・保守点検業務及び医療補助業務担当等が業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等																																	
		情報管理関連業務担当等が業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等																																	
		事業者職員が使用する物品	SPC運営上必要な物品																	SPC職員が使用する机、椅子、棚、OA機器等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし
			統括マネジメント業務担当等が業務遂行上必要な物品																	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等																
調達関連業務担当等が業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等																																			
事業者職員が使用する物品	診療技術支援業務のうち食事の提供業務担当等が業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
	物流管理関連業務担当等が業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等																																		
	施設維持管理業務担当等が業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等																																		
ME管理室管理医療用準備品	中央管理医療用準備品	輸液ポンプ、ハルスオクシメーター、シリンジポンプ等	準備品調達関連業務	○		準備品調達関連業務	医療機器の管理・保守点検業務	県が別途実施	○		×	○	×	○	×	医療機器の管理・保守点検業務	当該なし	当該なし	当該なし																	
	中央管理医療用準備品以外	※現在、想定なし																																		
	ME管理室管理医療用準備品	保守委託対象医療用準備品																		※現在、想定なし	医療機器の管理・保守点検業務	県が別途実施	×	○	×	○	×	○	×	医療機器の管理・保守点検業務	当該なし	当該なし	医療機器の管理・保守点検業務	当該なし		
	ME管理室管理医療用準備品以外	保守委託対象医療用準備品以外																		血圧計、体重計等																
	給食用準備品	網、フライパン等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
消耗品	県が整備する物品(詳細区分については一般備品の詳細区分に準じる。)	県職員が使用する物品	OA機器等	施設整備業務/準備品調達関連業務	○	×	施設維持管理業務/各運営業務	県が別途実施	○		×	○	×	○	×	施設維持管理業務/各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																	
		ME管理室の机、椅子等																																		
		PHS、パーソナルハンド影子機																																		
		医療情報関連諸室の机、椅子等																																		
事業者が整備する物品(詳細区分については一般備品の詳細区分に準じる。)	SPC職員・業務担当者が使用する机、椅子、棚、OA機器等	SPC職員・業務担当用更衣室ロッカー、マットレス、カーテン類等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
県職員のみが使用、又は県職員と事業者職員が共同で使用する諸室において使用する物品。ただし、下記に該当するものを除く。	文房具、印刷用紙等	文房具、印刷用紙等	消耗品調達関連業務	○		消耗品調達関連業務	施設維持管理業務/各運営業務	県が別途実施	○		×	○	×	○	×	施設維持管理業務/各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																	
事業者職員のみが利用する諸室で使用する物品	文房具等の事務用品、日報・月報等各種帳票用紙等	文房具等の事務用品、日報・月報等各種帳票用紙等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
診療技術支援業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する事務用品、食器、食料、配膳表・食数表、保守管理マニュアル等の帳票用紙等	業務担当者が使用する事務用品、食器、食料、配膳表・食数表、保守管理マニュアル等の帳票用紙等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
物流管理関連業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する事務用品、洗剤、消毒剤、業務日誌等の帳票用紙等	業務担当者が使用する事務用品、洗剤、消毒剤、業務日誌等の帳票用紙等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
情報管理関連業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する事務用品、日報・月報等の帳票用紙等	業務担当者が使用する事務用品、日報・月報等の帳票用紙等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		
施設維持管理業務遂行上必要な物品	業務担当者が使用する事務用品、洗剤、ウェス、電球、蛍光灯等	業務担当者が使用する事務用品、洗剤、ウェス、電球、蛍光灯等	各運営業務	○	×	各運営業務※1	各運営業務	○							各運営業務	当該なし	当該なし	当該なし																		

(留意事項)

- 1 要求水準における什器・備品とは、本表の一般備品及び準備品のうち管理用準備品並びに消耗品のこととする。
- 2 網掛け部分は、施設整備業務又は調達関連業務若しくは各運営業務としてSPCの業務範囲に含む部分である。なお、費用負担区分欄に記載している「○」については、サービス対価に含むことを、「×」についてはサービス対価に含まないことを意味する。
- 3 保守管理の費用負担区分の保守欄に記載している「人件費、部品の消耗品費のみ」とは、修理業者が交換する部品・消耗品費は含まないことを意味する。
- 4 施設整備業務として整備する(建設工事を含む)物品については、運営期間中の調達及び保守管理については、該当する物品の区分とする。(例) 無影灯、実線台、シーリングファン等の医療機器……「医療機器等」「施設整備業務」 ME管理室管理医療機器以外、「保守委託対象医療機器以外」 食器洗浄機、フォードスライサー、器具消毒保管庫等の給食用機器……「医療機器等」「給食用機器」
- 5 ※1については、購入に替えて、リースも可であることを意味する。
- 6 例示にある業務担当者とは、事業者側の業務担当者を用いる。
- 7 保守管理欄中「初期調達」とは、初期調達する物品の県への所有権移転の日から6年間のことを指し、6年経過後は運営期間となる。